

委員から寄せられた疑問点・意見への考え方(第2回)

1. 対象事項《論点4》

住民投票の対象となりうる市政運営上の重要事項とは何か 論点4-1

疑問点・意見

- ・重要事項の具体的な事前想定は困難であるため、「市民生活にかかわる重要な問題」程度の表現がのぞましいか。

考え方

資料5の1頁(1)の説明のとおり、確定的に表現することは難しいものと考えます。

対象事項の規定方法 論点4-2

疑問点・意見

- ・対象事項検討の段階で、市民、行政、議会の間で、様々な議論がなされ、おのずと淘汰されると考えられるため、「市政運営上の重要事項」のみの規定でよいと思う。

考え方

前検討委員会報告(8頁)では、住民、議会、長の考える重要事項の内容が必ずしも一致するものではないとされており、資料5の4頁(3)の説明のとおりネガティブリストとの組合せが分かりやすいものではないかと考えます。

ネガティブリストに含むことが想定される事項

「市の機関の権限に属しない事項」の考え方 論点4-3

疑問点・意見

- ・住民の生命に関わる重要事項である、原子力発電所や米軍基地の問題で住民投票が行われるのは、当然であり、決定権限が市ではない事項においても、住民投票が行えるようにしておくべきである。

考え方

資料5の2頁(2)の説明のとおり、市の機関に何らの権限も属さない事項については、対象事項から除くことが望ましいと考えます。

「法令に基づき住民投票を行うことができる事項」の考え方 論点4-4

疑問点・意見

- ・特になし

「市の組織、人事又は財務に関する事項」の考え方 論点4-5

疑問点・意見

- ・「市の組織、人事又は財務に関する事項」は対象になるのではないか。
- ・パートナーシップによる市政運営などにおいて、組織構成、人事、予算は、住民にとって今後重要性がさらに増すと思われるにもかかわらず、ネガティブリストに入れる理由は何か。政策方針と、これらの事項が合っていない場合はどうするのか。

考え方

資料5の2頁(1)の説明のとおり、純然たる内部管理事項であるとの適切な解釈・運用のもとで、対象事項から除くことが望ましいと考えます。

「専ら特定の市民又は地域に係る事項」の考え方 論点4-6

疑問点・意見

- ・各行政区を特定の地域とするか検討の余地がある。

考え方

ここでいう特定の地域とは、その対象とされる事案が影響を及ぼすとされる地域のことを指します。ただ、結果としてその地域が特定の行政区になることは考えられます。この場合は、特定の行政区に限っての区民投票の実施区域設定の課題として検討をお願いします。

- ・例えばどのようなケースを想定しているのでしょうか。

考え方

資料5の3頁(2)の に記載の事案などが考えられます。

「その他住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」の考え方
論点4-7

疑問点・意見

- ・特になし

「直接請求の除外事項」の考え方 論点4-8

疑問点・意見

- ・政策判断を必要とする場合があるのではないかと。説明がほしい。

考え方

資料5の3頁(2)の の説明のとおり、政策の選択として住民の判断が必要な場合も考えられますのでご検討をお願いします。

定例的に実施することを前提とした対象事項規定の是非 論点4-9

疑問点・意見

- ・定例的に実施されるとする事項はどのようなものが想定されるのか。

考え方

資料5の5頁(4)の説明のとおり、具体的に想定することは難しいのではないかと考えます。なお、類似例として米国の義務的レファレンダムの事例では、憲法改正、公債発行、超過課税、境界変更などが投票にかけられています。

- ・定例的に実施することにより、今まで以上に市政に関心を持ってもらうことを期待する。当面は、できるだけ「住民投票が使いやすい」制度設計が望ましいと思う。

考え方

資料5の5頁(4)の説明のとおり、事案の想定が難しいと考えます。使いやすさは重要な観点であると思いますが、制度設計にあたっては、住民投票制度の意義や参加制度の中での役割などを踏まえての検討が必要と考えます。

- ・費用面については、住基カードなどを使って、本人認証、区役所端末からの投票等でのコストダウンも可能ではないか。

考え方

選挙につきましては、費用的な問題や投票事務の適正執行など、電子投票の導入には多くの課題があるとされており、また、住基カードの利用についても取得率の低さや多くの技術的な問題がありますことから、今後、選挙事務における電子投票の検討を踏まえて、住民投票への電子技術の導入も検討してまいります。

疑問点・意見

- ・説明がほしい。

考え方

資料5の5頁(5)に記載のとおりです。

2. 実施区域〈論点5〉

実施区域と区民投票 論点5-1

疑問点・意見

- ・全市を実施区域とするのは基本であるが、「区民投票」も必要と考える。自治基本条例は、「区民会議」の創設や区における市民活動の尊重を定め、区の役割を重視する方向となっている。
- ・区民投票は時期早尚だと思うが、区民会議の成熟に応じて必要になってくると思われる。
- ・住民の意思を知るという観点では、区民投票はあった方がよいと思う。
- ・同じテーマで、全市民投票と区民投票を同時に行うことで、市政運営の参考とするということになる。

考え方

資料5の8頁2の説明のとおり、区における機能や権限の強化に関する検討や取組が進められている過程にありますので、将来的な課題としての位置付けが望ましいのではないかと考えています。

特定の地域住民のみが使用する施設に関する住民投票の実施区域の考え方 論点5-2

疑問点・意見

- ・「区民投票」を規定することで、この点は解決できるのではないか。

考え方

資料5の8頁2の説明のとおり、区における機能や権限の強化に関する検討や取組が進められている過程にありますので、将来的な課題としての位置付けが望ましいのではないかと考えています。

住民の意見を二分するような施設建設に関する住民投票の実施区域の考え方 論点5-3

疑問点・意見

- ・「区民投票」を規定することで、この点は解決できるのではないか。

考え方

資料5の8頁2の説明のとおり、区における機能や権限の強化に関する検討や取組が進められている過程にありますので、将来的な課題としての位置付けが望ましいのではないかと考えています。

- ・住民の意見を二分する施設の建設に関する住民投票こそ、行うべきである。

考え方

ここでは、特定の地域と他の市全体の意思とが異なる結果を示すことが容易に想定される事項について、住民投票の対象に馴染むものなのかとの問題提起であり、全市的な課題について、意見が二分する事案については当然、住民投票の対象になる可能性はあると考えます。

3. 設問及び選択肢の設定《論点6》

選択肢の規定方法 論点6-1

疑問点・意見

- ・二者択一が基本であるが、選択肢が当然増える場合もあると考える。
- ・できるだけシンプルな二者択一、あるいは三者択一等が望ましい。

考え方

資料5の8頁3の説明のとおり、設問内容に対する投票者の理解や適切な意思表示を確保する観点からは、二者択一で賛否を問う方法が望ましいのではないかと考えます。

- ・選択肢が3つの場合が適切な場合もあるかもしれないが、その場合は、個別条例を新たに作ることになるのだろうか。

考え方

直接請求の手続きに従って、選択肢を3つとする個別設置型条例を制定することは可能ですが、資料5の8頁3の説明のとおり、より正確に意思の把握を行うためには、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えます。

設問及び選択肢の設定者 論点6-2

疑問点・意見

- ・発議者が設問および選択肢の設定を行うことがよいと思う。
- ・選択肢の設定が適切かどうかのチェックは、どのように行うのか。

考え方

資料5の8頁3の説明のとおり、適切性を確保する意味でも選択肢については、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えられます。

- ・設定の過程で、広く意見が集まる仕組み、支援が必要である。
(署名収集などの段階でオープンな議論を仕組んでいくことの必要性)

考え方

投票運動が行われる際に行政が議論の場を提供していくようなことは検討する必要があると考えますが、署名収集の際に、行政が何がしかの支援等を行っていくことは発議権に対する介入ととられるおそれがあります。なお、広島市の例によりますと、住民投票の請求代表者の申請により設問等が決定されたのちに、署名活動が行われることとされています。